

小牧市公共施設アダプトプログラム実施要綱

〔平成17年3月8日〕
16小環政第129号

(目的)

第1条 この要綱は、アダプトプログラム（市内の道路、河川、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）を養子に見立て、公共施設を愛情及び責任をもって清掃する市民を里親に見立てる制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市と市民との協働による環境の美化を推進することを目的とする。

(里親の募集)

第2条 市長は、必要に応じ、公共施設を愛情及び責任をもって清掃する活動（以下「美化活動」という。）を無償で行う市民（以下「里親」という。）の募集を行うことができる。

(届出)

第3条 里親になろうとする者（2人以上の者がグループで里親になろうとする場合は、その代表者。以下「申請者」という。）は、自ら美化活動をしようとする公共施設の区域（以下「活動区域」という。）を定め、市長に里親届（様式第1）を提出しなければならない。

2 里親になった者がこれを辞退する場合は、市長に里親辞退届（様式第2）を提出しなければならない。

3 代表者を変更する場合は、市長に里親代表者変更届（様式第3）を提出しなければならない。

(合意書の締結)

第4条 市長は、前条第1項の規定により里親の届出があった場合に、その内容を適当と認めたときは、申請者と合意書（様式第4）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書の締結に当たっては、公共施設の管理者が小牧市以外の者であるときは、市長は、当該公共施設の管理者へ通知し、事前にその承諾を得るものとする。

(里親の役割)

第5条 里親が行う美化活動は、定期的かつ継続的な次に掲げる活動とする。

- (1) 活動区域内の散乱ごみ等の収集
- (2) 市への情報の提供
- (3) その他環境の美化のために必要な活動

2 里親が収集した散乱ごみ等は、当該区域の属する収集日に集積場所へ搬出することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により排出することができる。

3 里親は、美化活動中に、交通事故等が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(市の支援)

第6条 市長は、里親が行う美化活動に対し、予算の範囲内で次の支援を行うものとする。

(1) 下記清掃道具等の提供

ア 清掃に必要な道具類

イ 収集袋等の物品

(2) 里親のボランティア保険への加入

(3) ゼッケンの貸与

(4) その他美化活動に必要な支援

2 市長は、前項の支援を行うに当たり、里親に対し必要な書類等の提出を求めることができる。

(活動報告等)

第7条 里親は、毎年度の3月31日までに、市長に年間活動報告書(様式第5)を提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じ里親の活動状況を調査することができる。

3 市長は、必要に応じ里親の活動に対して指導及び助言をすることができる。

(アダプトサインの設置等)

第8条 市長は、5人以上のグループによる里親が活動区域であることを示す表示板(以下「アダプトサイン」という。)の設置を希望したときは、活動区域内に設置できるかを調査し、設置できる。

2 前項に規定する調査の結果、アダプトサイン設置申出書(様式第6)を提出しなければならない。

3 アダプトサインは、里親の名称を表示するものとする。

4 アダプトサインを設置できる数は、特に市長が必要と認める場合を除き、1の里親につき1基とする。

5 市長は、次条の規定により、合意を解消したときは、これに係るアダプトサインを撤去するものとする。

(合意の解消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、里親との合意を解消することができる。

(1) 里親から第3条第2項による届出があったとき。

- (2) 里親の活動の実状が合意した内容と著しく異なると認められるとき。
 - (3) 里親が、公共の利益に反し、又は反する恐れのある活動を行っているときと認められるとき。
 - (4) 里親が相当の期間、美化活動を行っていないと認められるとき。
 - (5) その他里親としてふさわしくないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により合意を解消したときは、当該里親にその旨を通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。